

山田学区

社協だより

第 64 号

発行学 区
山 田 学 区
社会福祉協議会

山田学区の
地域福祉活動の推進

草津市社会福祉協議会では、学区の社会福祉協議会がまち協と連携し、民児協や地域の福祉活動団体などと協働して、地域福祉の向上のための活動を円滑に行えるよう、地域福祉活動推進に必要な方策の充実に回り、学区社協活動を推進することにしました。

そのため、福祉関係団体、福祉関係者や学識経験者などで構成する「地域福祉活動推進委員会」を設置し、学区に於ける住民福祉活動計画や新たな事業の検討など地域福祉活動の総合的な推進を支援していくこととされています。

当山田学区社協では、そ

の重点対象学区として選定を受けたところです。

そこで、当学区社協として

- ① 地域福祉活動情報収集と分析……福祉懇談会、住民福祉活動計画の進捗状況や結果の評価を行う。
- ② 学習と仲間づくり……学区社協と関係の深い団体や地域の中心である町内会長と話し合い連携を深める。
- ③ 課題の明確化……情報収集と分析や関係団体との連携を通じ、地域の課題を明確化する。
- ④ 第2次住民福祉活動計画を策定……以上から第2

次住民福祉活動計画の策定を行う。

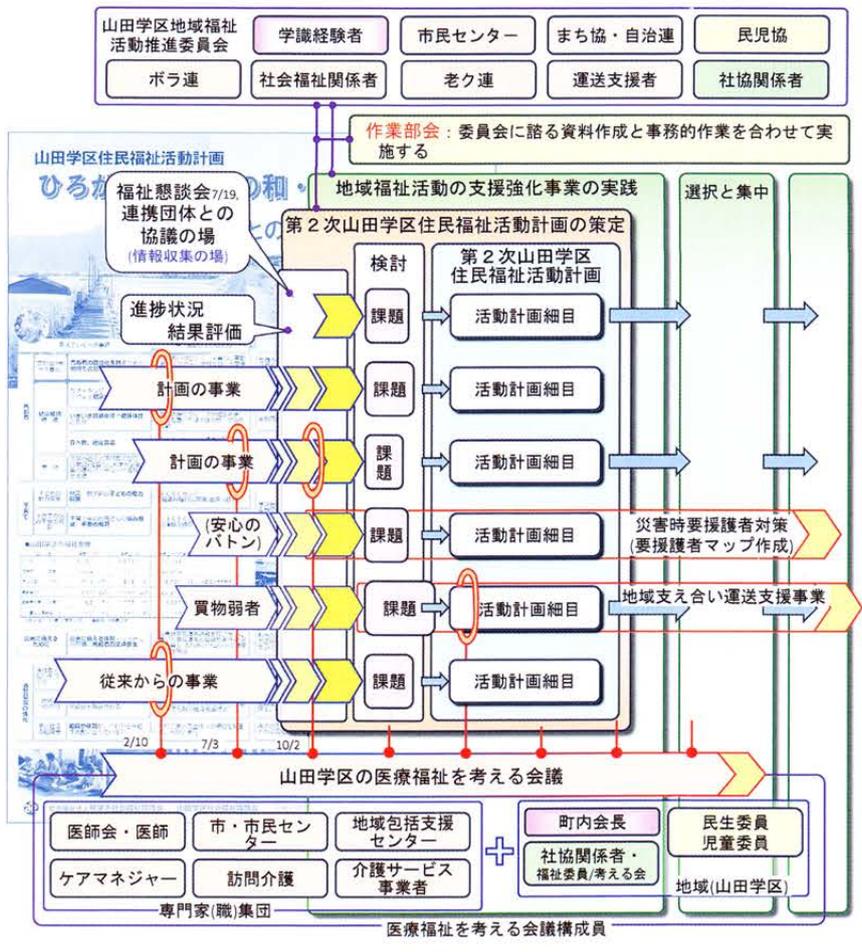
⑤ 活動の実施……具体的な活動を実施するとともに、その成果や課題を集約していく。

以上の活動を推進していくため、山田学区地域福祉推進委員会を設置し、市社協からの指導を受けながら進めることといたします。

なお、この活動は今年から三か年の予定となっており、以上の子を以て表しますと下図のようになります。

去年か

【山田学区社協活動のイメージ】



「山田学区の医療福祉を考える会議」、あるいは「安心のバトン」なども、このように図に表せません。前者は、具体の例をポイントで深く掘り下げ、これをいろいろなポイントで何回も繰り返しますと、山田学区の課題が浮かび上

がってくると思います。また、「安心のバトン」や今年から始めます「地域支え合い運送支援事業」などは、その項目について、他の項目より、より深く溝を掘るかの如くの実施と理解しています。

地域支え合い運送支援事業

事業の目的

地域支え合い運送支援事業は、高齢者・障害者など、社会とのつながりが希薄化している人や、日常生活支援が必要な人に対し、閉じこもり予防や介護予防、地域のふれあいの場への参加促進など、地域が主体的に取り組み支え合い活動を支援するために、草津市社会福祉協議会から地域に車両を貸与し、地域のボランティアで送迎をする事業です。

今年度は山田学区と志津南学区で事業の展開を図ってまいります。去る八月三〇日、草津市社会福祉協議会におきまして、送迎車両の貸し出し協定書の調印式がとりおこなわれました。

事業の内容

事業主体・山田学区社会福祉協議会とします。

利用者・山田学区在住の高齢者等で移動に困っている方、自力で乗降車出

る人となります。あらかじめ登録していただき、山田学区社会福祉協議会の承認が必要です。登録は様式1によります。また、車両の利用約束を確認し、了承していただくことが必要です。なお、付添者がおられる場合は、付添人も利用者と同じように、要綱、約束を守っていただくことが必要となります。

また、実際の利用に際しましては、別に定めます車両利用申込書を提出していただきます。

運転手・地域のボランティアの人にお願

いしては、十年以上の運転経験、かつ五年以上無事故の者となります。あらかじめ登録が必要で

す。用途・ボランティア運送ならびに地域福祉活動に使用することもできます。



去る8月30日、地域支え合い運送事業を行うための協定締結式ならびに車両の引き渡し式がありました。

草津市長ご臨席のもと、多くの来賓や関係者の見守る中、盛大に式典が挙行されました。

山田学区 地域支え合い 運送事業実施要領

(目的)

第1条 山田学区社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、高齢者・障

利用負担・運送に伴うガソリン代は必要です。また、通行料や駐車場代が必要な場合は利用者で負担してください。

車 両・草津市社会福祉協議会から貸与を受けた車両その他・道路運送法に抵触しない無償運送に限りま

(利用対象者等)

第2条 本会の事業を利用できる者は、移動手段に困っている高齢者、障害者等で当該地域に住

害者等、社会とのつながりが希薄化している人や、日常生活支援が必要な人に対して行われる地域支え合い運送事業(以下「事業」という。)を実施するために草津市社会福祉協議会より車両を借り入れ、閉じこもり予防や介護予防、地域でのふれあいの場への参加促進等、地域が主体的に取り組み支え合い活動を展開することを目的とする。

所を有する市民とする。ただし、事業者がボランティア運送をする上で支障があると判断した場合はこの限りでない。

2 事業の対象となる送迎は、医療機関への通院、行政機関・福祉施設・集会場等への送迎、日常生活用品の買い物および行事等への参加とする。

(利用登録等)

第3条 事業を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、本会が定める日までに利用登録申請書(様式1)を提出し、登録許可を受けなければならない。

(利用日および利用時間)

第4条 事業の実施日時は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15時までとする。

2 運送の範囲は、山田学区およびその隣接の学区までの範囲を基本とする。

3 その他、本会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用負担)

第5条 利用者が負担する経費は、送迎に伴い生じる燃料費、通行料、駐車料金等の直接的な経費とし、それ以外の一切の経費は本会の負担とする。

(運転者)

第6条 事業の用に供する自動車運転する者(以下「運転者」という。)は、事業の趣旨に賛同する者で、10年以上の運転経験を有し、かつ5年以上無

事故の者。

2 運転者を希望するものは「送迎支援ボランティア応募書」を本会に提出し、本会の許可を得なければなりません。

(免責事項)

第7条 利用者および運転者に対する事業の利用中に発生した不慮の事故による補償は、送迎車両が加入する自動車保険（および本会が加入する保険の範囲とする。）の範囲内とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、平成26年10月15日から施行する。

送迎車両利用の約束

この事業は、山田学区内に居住する日常生活支援が必要な高齢者等の外出を支援するため、草津市社会福祉協議会から貸与を受けた送迎車両で送迎するボランティア活動です。お互いの信頼関係と人間関係を大切にしながらの活動ですので、

次の内容を良く読んでいただき、ご理解の上ご利用ください。

1. この事業では、草津市社会福祉協議会から貸与を受けた送迎車両を使って、ボランティアで利用者を送迎する活動です。急な依頼やタクシー感覚で利用していただくことはできません。

2. 出発地から目的の地までの送り迎えを行うだけで、介助資格などは有してありませんので、介助が必要な場合は付き添い者と乗車してください。

この場合、付添者も山田学区地域支え合い運送事業実施要領ならびに本約束を順守することに同意してください。

3. 送迎車両への乗り降りについては、利用される方が出来る範囲でボランティアに協力していただき、スムーズな乗降ができるように心がけてください。

4. 運転には十分注意していただき、ボランティアによる運転ですので、事故の責任を運転ボランティアに問うことはやめてください。また、乗車中の安全は利用者で考えてください。

5. 万一事故が発生し不慮の事故による補償は、山田学区地域支え合い運送事業実施要領第7条の通り、送迎車両が加入する自動車保険による補償の範囲内とさせていただきます。



送迎車両

6. 運行当日、次の内容で送迎を中止させていただきますので、ご了願いたします。

① 運転していたいただくボランティアを探しても見つからなかった場合。

② 天候（濃霧・積雪・台風等）により、運転行為に支障がある場合。

③ 送迎車両の車検及び点検整備中の場合

7. 運行当日、利用者が体調不良などでキャンセルしたい場合は、早急に運行管理者まで連絡してください。

8. 運行当日、交通事情などにより遅れが生じる場合がありますので、ご承知ください。

9. 車の走行中交通事情による急ブレーキ、衝突等による事故から身を守る安全のため、シートベルトを必ず着用するようにお願いします。

10. 利用者・付き添い者共に車内での喫煙はできません。

11. 利用者が負担する経費は、送迎に伴い生じる燃料費、通行料、駐車料金等の直接的な経費とします。

12. 次の内容で中止することがありますのでご了承ください。

① 施策・制度などに移行された場合
② 利用約束を守っていただけなかった場合
③ 公共交通機関（介護タクシー・一般タクシー含む）を使って生活に支障がない場合
④ この事業が終了した場合

様式 1

平成 年 月 日

事業利用登録申請書

山田学区社会福祉協議会様

申請者 氏名 印

住所

電話

私は山田学区地域支え合い運送支援事業実施要領の趣旨に賛同し、送迎支援希望者として登録の申し込みをします。また、同要領7条1項の「送迎に関する免責事項に同意し承諾します。」

利用者	住所	草津市		
	氏名	年	男・女	
	電話			
目的	1.通院 2.行政機関・福祉施設・集会の送迎 3.買物 4.その他()			
行先				
利用回数				
備考				

福祉懇談会

七月十九日、午後七時三十分から山田学区福祉懇談会を実施。一十年後、私たちはどんな暮らしをしているでしょうか」ということで、話し合いをしました。この懇談会は、本広報紙



の1頁に記載しました、第二次住民福祉活動計画の策定のための資料や課題の収集のために実施したものであります。そして、この懇談会には、びわこ学院大学教授平尾良治先生も参加のうえ、いろいろとご指導をいただき、大変お世話になりました。

話し合いは七名ずつ六グループに分かれました。十年後を想像してみました。最初は「私」の話でいいですよスタートしましたが、「私たち」や「地域」の問題にまで発展してきました。楽しい想



像もありますし、体調や健康管理に今こんなこととして、将来に備えているというのもありました。

一番のキーワードは「健康」ですね。そのため、ゴルフを行ったり、ウォーキングをしたり、畑で野菜を作るのが何よりも楽しいとか。話はいつの間にか、仲間づくりで発展し、体が動く限りボランティア活動に励みますとかの意見も出していたいただきました。

また、現実の問題として、買い物弱者や交通弱者の問題とか、将来の自治会運営の心配まで出していたきました。でも、全体的には楽しい、明日への「夢」を語り合えたかなと感じました。

各町福祉委員紹介

- 田淵 敏男(北山田町)
- 横江 清一(北山田町)
- 藤田 広幸(五条町)
- 杉江 佳伸(山田町)
- 泉 善仁(陽ノ丘団地町)
- 沖 行雄(陽ノ丘団地町)
- 岸本 嘉郎(南山田町)
- 駒井 善蔵(南山田町)
- 馬場 美幸(不動浜町)
- 矢野 明美(岡町)
- 後長 正信(山田団地町)

編集後記

地域支え合い運送事業の利用申し込みは三ページの様式1に必要事項を記入して、山田学区社会福祉協議会に提出していただきます。

様式は各町の福祉委員さんや民生委員さんにありますので請求してください。また、福祉委員さんや民生委員さんに提出してください。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆
今回は随分堅苦しい内容

- 松山美佐恵(新南浜町)
- 三澤 茂(御倉町)
- 宮田 敏弘(三ツ池町)
- 辻本 敏子(三ツ池町)
- 山中 秋夫(新田町)
- 山内 久代(新田町)
- 木村 善昭(出屋敷町)
- 木村 純子(出屋敷町)
- 橋本 道典(出屋敷団地町)
- 村上 幸子(出屋敷団地町)
- 柴田 良弘(木川町)
- 川端 博幸(木川町)
- 小村 高行(木川町)

となりました。山田学区社協は、この地域支え合い運送支援の活動に力を入れていきたいので、特集的に扱いました。運転を担当いただくボランティアの皆さんも体勢を整えてお待ちいただいております。

介護保険の要支援が無くなり、要介護のみが介護保険の対象となるようです。要支援は、地域で支え合つてこのことを期待している様です。高齢化率が高くなり、地域の支え合い活動がますます重要となつて来そうです